

7 月号 CONTENTS

問われる！企業の基本姿勢

リスクファイナンスを活用した企業防衛 第52回 会社の保険その15

企業を取巻くリスクとその対策 消費者団体による差止請求訴訟

時流を読む 「悪徳商法に歯止め期待」「2025年全都道府県で人口減」

問われる！企業の基本姿勢

CSR（企業の社会的責任）とコミュニケーション

コミュニケーションという言葉は一般的に使われています。あまりに多用されている言葉だけに、「相互理解」という本来の意味を、意識的にイメージしてみたいかがでしょう。

「CSR(CORPORATE SOCIAL RESPONSIBILITY:企業の社会的責任)」は、企業を取り巻く様々な利害関係者とのコミュニケーション(相互理解)」であると、NPO法人日本リスクマネジャー&コンサルタント協会理事の山中壘氏は言われています。また、残念ながら説明責任の言葉を履き違えて、単に説明だけに止まる一方的な事例が目につくとも。

ここで一つの事例を挙げてみます。例えば、危険物質を取り扱う工場の大火災を想定してください。被害規模については、数千人規模の近隣住民の避難があった。従業員に数名のケガ人が出ている。当工場は、国内シェア約80%の商品を生産、商品生産停止に伴う市場への影響。工場普及まで長期間要すことに伴う業績への影響、などです。

株主重視の経営が叫ばれる中、良くない面がこのような非常事態に露呈する事例が増えています。ついつい業績への影響の方に頭が行き、記者会見の席で、「工場火災でお騒がせしましたが、被害は軽微であり、業績への影響はほとんどありません」と、誤った対応をしがちだということです。

緊急事態では、会社は誰に対してコミュニケーションを最優先に図らねばならないかという判断能力が問われます。この事例では、まさに現場で今何が起きているのかを説明しなければなりません。災害事故の場合、社会部の記者が現地で取材しています。社会部の関心は、地域住民への影響です。

もし、会社が地域住民に対してではなく、災害場所から遠い本社で記者会見を株主向けにメッセージを発信したならば、企業の姿勢を問われることになるでしょう。山中氏はこれを、「コミュニケーションの対象についての誤謬(ごびゅう)」と説明しています。この場合、事故が起こった翌朝には、社長自ら現地へ赴き、記者会見を行い、正しい情報を地域住民へ逐次提供する迅速・誠実な対応が求められます。

企業を取り巻く利害関係者は、株主、お客様、従業員、地域住民、取引先、金融機関、業界団体、マスコミ等々たくさんいます。そして、企業の部署ごとに接している利害関係者は違っています。広報室でいえば、マスコミや利害関係者全般。IR室では、株主・投資家。人事部では、従業員・就職希望者。営業部では、取引先、お客様、業界団体などです。

企業に緊急事態が起きた際のクライシスコミュニケーションも大事ですが、日常における利害関係者とのコミュニケーション作りは、より重要です。これが積み重なって、企業の信頼が培われていきます。

「ブランドとは、縦から横から斜めから、どこから切っても同じである」とされています。利害関係者ごとに、あなたの会社が違う形で伝わっているならば、決してブランドにはなりません。ブランドには、嘘があってはならないのです。

あなたの会社は、誰に対しても(会社、商品、サービス)、正しく伝えるようにしていますか？何百年も存続し、誰からも信頼され・尊敬を受ける企業には、このような基本が備わっているとされるからこそ、世界中の多くの企業がCSRに取り組むのでないでしょうか。

リスクファイナンス を活用した企業防衛

～リスクファイナンス第52回～

リスクファイナンスとは、リスクにおける経済的損失に対する各種対策を総称する用語です。

日本アルマックでは、この領域を、独自に「財務リスクマネジメント」と体系化させてコンサルテーションしています。

財務リスクマネジメントの視点に立った資金対策事例をご紹介します。

会社の保険

その15 決算書と保険(12)

前号に引き続き、経営者の必要保障額を計算していきましょう。係数を使用して、資産の修正を行った結果が、「図表1」です。

帳簿上の資産総額1,404,887千円が1,233,556千円と、下がりました。この金額から、資産をすべて現金処分しようとした際の手数料を10%見込むとしたら、1,110,200千円になります。

この数字から負債の額1,007,147千円を差し引くと、わずか103,053千円になってしまいました。更にここから、従業員に対する退職金や未払いの賃金等を差し引くとマイナスになるでしょう。この会社の場合、それら労働債務が2億円強あったと仮定して、計算を続けます。株主からは資本金を集めていますので、会社清算では、これを株主に返します。さて、マイナスはどこまで膨らんでいますか？ 答えは、103,053千円 - 2億円 - 27,600千円 = 124,547千円です。

経営者が、役員退職金を受取りたいと考えても、これでは適いません。経営者が死亡し、会社清算をする場合、社長様の遺族が役員退職慰労金を受取り、生計に充てさせたいと考えます。そのためには、会社清算をしても、必要な資金が残せないと実現出来ません。その金額が、仮に50,000千円必要と想定、さらにその他の役員も合計30,000千円必要とした場合は、 $124,547 + 50,000 + 30,000 = 204,547$ 千円と、必要資金は2億円を超えてしまいました。

さらに、生命保険で必要資金を賄うことを考えますと、保険金に対する課税も考慮が必要です。実効税率40%と仮定すると、約341,000千円の資金が必要になることがわかりました。3億4,100万円という必要保障額が、大きいか否かは会社の規模によって異なるでしょう。

この計算方法は、経営者の生命保険必要保障額算出に、ある程度の妥当性があるものですが、絶対的なものでもありません。しかし、会社を清算してみるというアプローチは、目安になるでしょう。結果的に、自分の会社の財務的実力も見えてきます。表面的には儲かっている会社に見えても、会社清算を前提に、どの程度資金が残るかというアプローチでは、中小企業の大半はマイナスになるからです。

事業承継問題が、中小企業の大きな経営課題とされ、これから10年以内に、多くの会社で事業承継が行われるであろうことを考えると、脆弱な財務基盤は円滑な事業承継の足かせになります。事業承継時の財務課題を認識できる機会にもなることでしょ

「図表1」

		資産の部		負債及び資本の部	
		修正前金額	修正後金額	科目	金額
100	現金・預金	93,489	93,489	支払手形	117,643
90	受取手形	230,961	207,865	買掛金	54,521
90	売掛金	187,653	168,888	短期借入金	67,400
0	立替金	600	0	未払税金	20,208
60	有価証券	106,145	63,687	預り金	10,623
20	原材料	1,496	299	借入金	131
0	仕掛品	21,993	0	未払金	1,923
0	貸付金	58,551	0	1年以上返済長期借入金	252,538
0	仮払金	4,607	0	仮受消費税	12,423
0	未収収益	8,939	0	債権消費税	901
0	不渡手形	1,803	0	流動負債計	538,311
0	貸倒引当金	4,400	0	長期借入金	441,236
-	流動資産計	711,836	534,227	転換社債	27,600
30	建物	49,442	14,832	固定負債計	468,836
0	建物付属設備	15,339	0	負債計	1,007,147
0	構築物	496	0	資本金・出資金	27,600
20	機械	89,581	17,916	資本積立金	36,081
30	車両	8,843	2,653	利益準備金	10,850
0	什器備品	11,030	0	退職積立金	1,000
150	土地	393,849	590,773	別途積立金	45,000
30	借地権	4,867	1,460	繰越利益	260,226
0	電話加入権	1,037	0	当期利益	26,983
0	水道施設利用権	1,041	0		
50	投資有価証券	39,950	17,975		
0	子会社株	9,500	0		
20	保証金	4,731	946		
0	敷金	6,226	0		
120	保険積立金	43,977	52,772		
0	入会金	948	0		
0	出資金	25,351	0		
-	固定資産計	702,208	699,328		
0	繰延資産	842	0	清算価値調整分	181,331
-	繰延資産	0	0	資本計	226,408
	資産合計	1,233,556		負債・資本合計	1,233,556

消費者団体より強引な勧誘行為の差止請求を受け 多額の和解金を支払うも、資金繰りが悪化し廃業へ

消費者団体による差止請求訴訟

平成19年6月、かねてより強引な勧誘行為に多くの苦情が寄せられていた兵庫県のリフォーム業者A社は、改正消費者契約法の不当な勧誘行為に当たるとして、消費者団体Bより勧誘行為の差止を求める訴訟を提起された。争いが長期化することを懸念し、代金の一部返還を含む和解金支払で早期の示談解決となったが、示談内容には以後の勧誘方法に制限が加えられたことや、事の顛末が一部マスコミで取り上げられたことで消費者や関係各方面の信用を失い、売上が急激に低下し資金繰りが悪化したことで、平成19年 月業務の廃止を余儀なくされた。

本年6月7日より消費者契約法の一部が改正され、一定の基準を満たす消費者団体(適格消費者団体)が消費者全体の利益保護を目的として、企業の不当な行為に対して差止を請求する訴訟を提起することが認められるようになりました。

従来法律においては、被害を受けた消費者個人による訴えしか方法がなく、被害額と訴訟費用の見合いや時間的負担等から訴訟を断念するケースが多いことや、仮に一個人が勝訴したとしても同様の事由による他の被害者は救済されず、被害が拡大する可能性がありました。消費者団体等には数多くの苦情が寄せられていたにも拘わらず、団体としてはなんら法的なアクションを問題企業に対して起こすことが出来ないことで、被害が広がってしまうという問題を反映しての法改正となっています。

発生の頻度と損害の大きさ(強度)について

今後、不満を持つ消費者が積極的に被害を告発する流れが加速するでしょう。この度の法改正で消費者団体に認められるのは「不当な行為の差止訴訟」に留まりますが、欧米並みに「損害賠償請求」をも認める流れとなることが予想され、強度・頻度ともに大きくなるでしょう。

リスク対策

リスクコントロール対策(技術的対策)

【事前対策】

お客様苦情相談窓口の開設:消費者の不満が直接に消費者団体に持ち込まれる前に、社内にて情報をキャッチして対応策・改善策を講じる。社内での意図的な情報操作を防止するためにも外部機関への委託も有効。

継続的に業務改善が図れる内部統制体制の確立

苦情に関する会社対応体制の確立・マニュアルの作成

コンプライアンス・CSR等の社員教育

【事後対策】

弁護士の確保

プレス対策等を含めた緊急時マニュアルの作成

株式会社日本アルマック 常務取締役
シニアリスクコンサルタント
社会保険労務士
松本 一成

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょ。

悪徳商法に歯止め期待

「消費者団体訴訟制度」が本年6月7日より施行されることを記事は伝えています。この制度は、2001年4月に施行された「消費者契約法」に定められた不当な勧誘行為や契約条項について、首相の認定を受けた適格消費者団体が事業者に対し差し止め請求できるなど、団体訴権を初めて認めた画期的な法律です。悪質商法では、被害者が集まることで集団訴訟を起こす事例はありましたが、被害の規模に比べ、訴訟参加者は少ないという問題がありました。団体訴権を認めた同法も損害賠償請求権を認めていないため、どこまで悪質商法の歯止めになるかという課題もあります。将来的には損害賠償請求権だけでなく、特定商取引法や独占禁止法、個人情報保護法、セクハラなど人権侵害的行為など、対象範囲も広がる可能性があります。団体訴権が認められたという事実は、これらの可能性をも示唆しています。

2025年 全都道府県で人口減

記事は、2025年からすべての都道府県で人口が減少する見通しであると伝えています。最下位の秋田県では、2035年で現在の68.3%になり、そのまた41%が65歳以上の高齢者です。一方、一番の沖縄県は2025年頃から人口は減少し始めますが、現在より4.4%人口は多く、65歳以上高齢者は27.7%と最も低くなると試算しています。

あくまでも試算は試算ですが、手をこまねいては現実の姿になる可能性が高いだけに深刻な問題です。

経済特区制度の広がりや道州制度議論、税額の地方委譲などの動きとリンクして考えてみれば、今後の方向性は明らかになるでしょう。

また、この動きに加えて外国人の受け入れをどう進めていくか、受け入れた外国人との相互理解の進め方など、これまでにない価値観を地方行政執行に関わる人たちが取入れなければ、記事の試算どおりの結果になるのかもしれない。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

6月1日「リーチ(REACH)規則」が施行されました。EUの法律で、化学物質の管理規則になりますが、化学物質を生産またはEUに輸出している場合、当該事業者は、取扱う化学物質のリスク評価や安全情報の登録などに直接・間接的対応を求められるものです。一連の規制は他にも多くありますが、これらルールは企業をひっくり返す力があるほど、大変なものらしいです。膨大なデータと資料の提出が義務付けられ、それに要する費用は数十億円単位とか。輸出先がアジアでも、間接的にEUに行く可能性もあるため、看過出来ません。既に対応出来ない中小企業も続出している状況で、大手企業の調達にも影響が懸念されています。化学物質を含む製品とは、プラスチック・塗料等。そういえば...と、いつの間にか見なくなっている製品が、身の回りに出て来るかもしれません。(櫻井)

RM INFORMATION VOL.55 2007.7

2007年7月発行 定価420円(税込)

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。